

(公認団体)

- 第17条 学生が、公認団体を設立するときは、部長教員及び学生責任者の署名捺印のある願書に団体員名簿を添え、学生支援センター長の許可を得なければならない。
- 2 公認団体は、部長教員の指導のもと自主的・計画的に運営される組織によって活動しなければならない。
 - 3 公認団体については別途定める。

(政治・宗教活動)

- 第18条 学内において、本大学の使命の遂行を阻害するような特定の政党もしくは政治団体の政見・政策、又は特定の宗教団体の目的を実現するための活動は、個人・団体を問わず禁止する。ただし、学生支援センター長の許可を受けた場合はその限りではない。

(マスコミ出演など)

- 第19条 学生は、テレビ出演又は雑誌掲載などの際には、事前に願い出て許可を得なければならない。マスコミ出演などについては別途定める。

(商行為)

- 第20条 学生は、学内において、特定の企業や団体及び個人の営利を目的とした営業活動又はそれに類する勧誘活動を行ってはならない。

(処分)

- 第21条 本規程を遵守せず又は違反したときは本大学の定める玉川大学学生処分規程によって処分される場合がある。

(不服申し立て)

- 第22条 学生個人又は学生団体は、学内で不当な取り扱いを受けたときは、学生支援センター長にその旨申し立てることができる。

(事務主管)

- 第23条 本規程に係る事務主管は、学生支援センターとする。

(附則省略)

玉川大学学生車両通学細則

(主旨)

- 第1条 この細則は、玉川大学学生生活規程第7条に基づき、教育環境を守り、事故やトラブルを未然に防止するため、玉川大学(以下「本大学」という。)に車両で通学する場合に必要な事項を定める。

(対象)

- 第2条 本大学に在籍するすべての学生を対象とする。

(自動車通学などの禁止)

- 第3条 自動車等運転免許を必要とするすべての車両(以下「自動車」という。)による本大学校地内外への通学は禁止する。
- 2 登録のない自転車による通学は、これを禁止する。

(処分)

- 第4条 この細則の定めるところに違反した学生には処分を課する。

(自動車通学禁止の内容)

- 第5条 自動車による通学の禁止は次の各号に該当する場合をいう。
- (1) 学生本人が自動車を運転し本大学及び本大学の学外校地へ通学したとき
 - (2) 学生が他人の運転の自動車(保護者・タクシー等の送迎を含む。)に同乗して本大学へ通学したとき
 - (3) 学生が本大学の周辺地域へ自動車を違法駐車したとき
 - (4) 学生が所有する自動車を他者に貸与し、その自動車が前号に該当したとき
 - (5) 学生が本大学校地外で行う教育活動への通学や運搬に自動車を運転したとき

(自動車通学の特例)

- 第6条 身体の障害・健康、教育上などの事由、又は本大学が特に自動車通学を必要と認めた場合は、次の各号に限り本大学が審議し特別に自動車通学を許可することができる。
- (1) 父母等の運転する自動車による送迎
 - (2) 本大学が提示する条件を満たした乗入れ

(自動車乗入れの許可)

- 第7条 教育・研究などの遂行上必要な物品などの搬送で車両が必要とされるときは、校地内に車両の乗入れを許可することがある。車両乗入れの申請は搬送の1週間前までに学生支援センターで行い、学生支援センター長が許可する。

(自転車登録)

- 第8条 本大学内へ通学する者の自転車登録は、学生支援センターで行い登録証を自転車に貼付しなければならない。

(遵守事項)

- 第9条 自転車の本大学校地内の利用にあたっては、以下の各号に決める事項を遵守しなければならない。
- (1) 歩行者の安全に特に配慮して、安全な運転を励行する
 - (2) 授業などでの校舎間の自転車による移動は禁止する
 - (3) 駐輪は登録時に指定された駐輪場を使用する
 - (4) その他学校法人玉川学園教職員の指示に従う

(違反自転車の処分)

- 第10条 未登録自転車及び放置自転車を発見したときは、回収し一定期間保管後廃棄処分する。
- 2 遵守事項が守られない場合には、自転車での通学を禁止とする。

(事務主管)

- 第11条 この細則の事務主管は学生支援センターとする。

(附則省略)